

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成
13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決
定第3号）」の一部改正について

令和6年7月2日
情報通信審議会事務局

情報通信技術分科会における委員会設置の一部改正（案）

令和六年※月※日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第※※号

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のように改正する。

第一項第1号を次のように改める。

1

放送システム委員会

放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項

附 則

「の規則は、令和六年七月一日から施行する。

「情報通信技術分科会における委員会の設置」（平成十二年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号）の一部改正（案）
新旧対照条文

○情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十二年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
情報通信技術分科会における委員会の設置 平成十二年一月十七日 情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号	情報通信技術分科会における委員会の設置 平成十二年一月十七日 情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号
本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。	本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。
一　名称及び所掌	一　名称及び所掌
1　放送システム委員会 放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第二十条の二第一項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項	1　放送システム委員会 放送システムに係る技術的条件に関する事項
2　IPネットワーク設備委員会 電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項	2　IPネットワーク設備委員会 電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
〔3〕8 略	〔3〕8 略
〔二〕略	〔二〕略

〈参考〉

○放送法（昭和十五年法律第二百三十二号）

第二十条の二 協会は、第二十条第一項第二号から第五号までの業務（以下「」の条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たつては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第二項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下「」の条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

○情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十七年十月三十一日一部改正)

(平成十八年一月二十三日一部改正)

(平成十八年二月二十七日一部改正)

(平成十八年三月二十七日一部改正)

(平成十八年七月二十日一部改正)

(平成十八年九月二十八日一部改正)

(平成十九年八月一日一部改正)

(平成二十年七月二十九日一部改正)

(平成二十一年十二月十一日一部改正)

(平成二十一年四月二十八日一部改正)

(平成二十一年七月二十八日一部改正)

(平成二十一年十月十六日一部改正)

(平成二十一年九月十六日一部改正)

(平成二十一年十一月十八日一部改正)

(平成二十一年十二月十五日一部改正)

(平成二十五年五月十七日一部改正)

(平成二十七年一月二十一日一部改正)

(平成三十一年二月十三日一部改正)

(令和六年七月一日一部改正)

(平成十三年三月二十八日一部改正)
 (平成十三年五月二十八日一部改正)
 (平成十三年六月二十五日一部改正)
 (平成十三年九月二十五日一部改正)
 (平成十三年十月二十二日一部改正)
 (平成十四年一月二十八日一部改正)
 (平成十四年三月二十二日一部改正)
 (平成十四年五月七日一部改正)
 (平成十四年六月二十四日一部改正)
 (平成十四年八月七日一部改正)
 (平成十四年九月三十日一部改正)
 (平成十五年一月二十七日一部改正)
 (平成十五年三月十九日一部改正)
 (平成十五年四月二十一日一部改正)
 (平成十五年六月二十五日一部改正)
 (平成十五年九月三十日一部改正)
 (平成十五年十月二十九日一部改正)
 (平成十五年十一月二十七日一部改正)
 (平成十六年六月三十日一部改正)
 (平成十六年七月二十九日一部改正)
 (平成十六年十一月二十九日一部改正)
 (平成十七年三月三十日一部改正)
 (平成十七年十月十二日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

- 一 名称及び所掌
- 放送システム委員会
放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）
- 第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項
- 2 IPネットワーク設備委員会
電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
- 3 陸上無線通信委員会
移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件に関する事項
- 4 新世代モバイル通信システム委員会
新世代モバイル通信システムに係る技術的条件に関する事項
- 5 航空・海上無線通信委員会
航空無線通信の技術的諸問題及び海上無線通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 衛星通信システム委員会
衛星通信システムに係る技術的条件に関する事項
- 7 電波利用環境委員会
電磁波が電子機器や人体に及ぼす影響に関する事項
- 8 技術戦略委員会
ICT分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項

二 組織等

- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 2 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。